

研究インテグリティヒヤリハット事例集

(研究インテグリティ確保の観点を中心とした大学等における研究活動のリスク事例集)

令和7年3月

令和6年度文部科学省委託事業「研究インテグリティの確保
に係る体制整備支援（ヒヤリハット事例調査）」

はじめに

大学における研究インテグリティの対応については、それぞれが置かれている状況、大学を取り巻くリスクによって対応方法が様々であることから、大学が自律的に対応を進めることが基本であり、一律なルール・対策を全大学に適用することは難しい。

一方で、各大学がそれぞれの責任において体制を整え、完全かつ自律的に「新たなリスク」を認識し、評価し、対応策を講じていくことも、多くの大学においては大きな困難が伴うため、より効率的・効果的な方法が模索されるべきである。

今般、160 を超える大学にアンケートを発出し、100 以上の回答、協力を得て事例集を作成した。事例集の作成にあたっては、研究インテグリティ確保にかかる最終的な判断・意思決定は各大学の置かれた状況に依存するものの、多くの大学が遭遇しうるシーンや「新たなリスク」に対する認識、評価、対応には一定の共通項があり、それらを分類し積み上げることで、当該判断・意思決定を飛躍的に効率化させることができるのではないかという仮説に基づき、類型化や対応方法の検討を行った。その際、既存の制度で対応できるリスクも多く存在する一方で、法令等で規定されない「新たなリスク」の判断基準は現時点で必ずしも明確ではなく、また、今後これらのリスクが複合的な要因により顕在化する可能性も否定できないため、事例集の作成に当たっては、わかりやすさに主眼を置きつつも、可能な限り多くの気づきが得られるようそれぞれの事例に対して多角的な視点からの着目点を列挙し、マネジメントの方法例を記載した。更に、研究インテグリティとその他のリスクマネジメントの観点は密接に結びつくものであり、かつ、リスクマネジメントには、現在必ずしも顕在化していない論点も含めて把握・検討することも重要であるため、アンケートの結果の中で多く報告された事例に加え、アンケート結果の中での報告は少数だったものの多くの大学で生じうるもの、そして安全保障貿易管理や利益相反など既存の研究インテグリティ担当部署が必ずしも明確にリスクを認識していない可能性がある事例も取り上げるよう配慮した。実際、

これらの事例について、本事業で実施した研修会で説明を行ったところ、参加者からは「大変参考になった、身近なところに様々なリスクが潜在していることがイメージでき理解が深まった、本事例を活用し具体的な事例を示しながら学内周知することでより意識が高まると感じた」と好評だったとともに、「従来想定していなかった、あるいは自分は担当ではない（研究インテグリティ対応の考慮の必要がない）と考えている部署が関連する事例があり大変参考になった」との反応が得られ、こうした事例集の重要性が示唆された。本事例集の活用によって、研究インテグリティの対応には多くの部署が関連しており、適宜連携して対応する必要性が再認識され、各大学における対応の進展の一助となることを期待している。

東京大学 理事・副学長

齊藤 延人

目 次

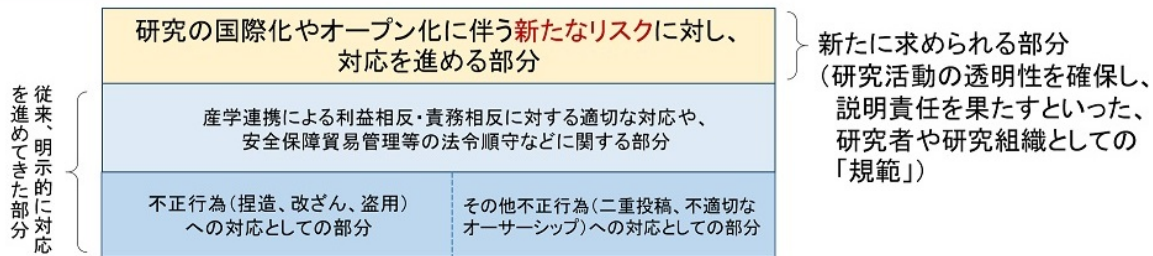
研究インテグリティの確保について	1
事例及び事象の分類一覧	3
大学組織（リスクマネジメント担当者）向け事例	6
研究者向け事例	26
巻末資料	32
研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 に係る対応方針について	33
研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）研究者 向け	37
研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）大学・ 研究機関等向け	39

研究インテグリティの確保について

背景

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せざる利益相反・責務相反そして技術流出に陥る危険性が指摘されている。こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流等を進めていくために不可欠となっている。このような状況を踏まえ、大学等の研究機関及び研究者においては、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保必要となっている。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ¹

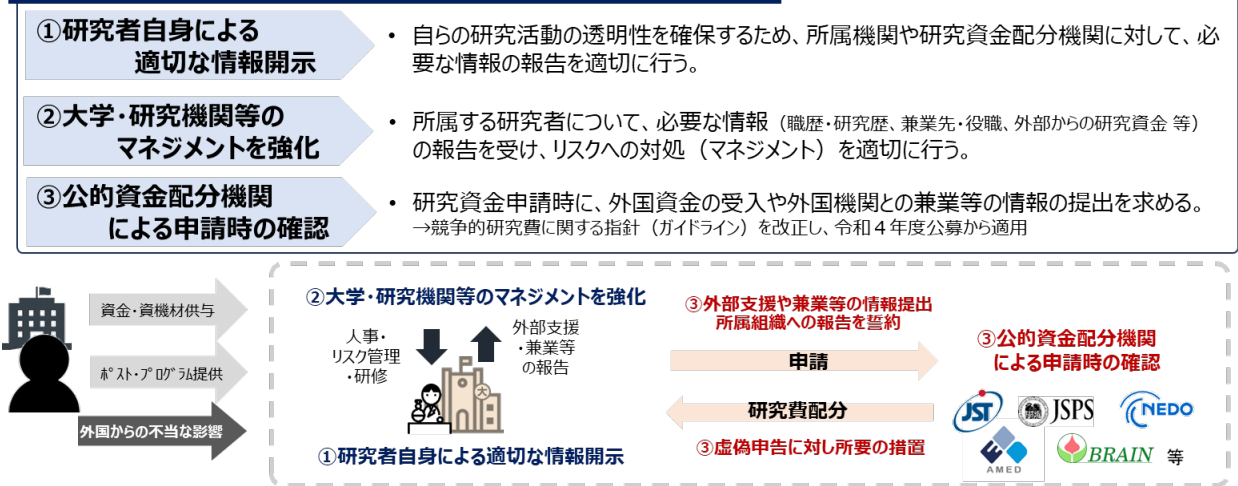


政府の対応方針

令和3年4月、統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（以下「対応方針」という。）」（巻末資料参照）が決定され、研究者、大学・研究機関等及び公的資金配分機関に対して対応の方針が示された。

2

政府としての対応方針（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）



また、令和3年12月、対応方針に基づき、内閣府が中心となって、研究者やその所属機関向けの「体

¹文部科学省ホームページ 研究インテグリティ

（https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html）より

² 令和6年度文部科学省委託事業（研究インテグリティの確保に係る体制整備支援）研究インテグリティヒヤリハット事例研修会における文部科学省説明資料「大学等における研究インテグリティの確保に係る取組状況及び研究セキュリティ確保に向けた取組の方向性について（令和7年2月）」より

制や手続き等の留意事項をまとめたチェックリスト（チェックリスト雛形）」を作成した。外国の機関や大学等との契約に係る手続等の観点別に具体的に留意すべき事項をまとめている。本チェックリスト雛形を参考に、各大学・研究機関等においては、各々の特性に合わせたチェックリストを作成し機関内での自己点検等に活用する等、教職員の研究インテグリティに係る理解醸成に活用することが期待されている。

事例及び事象の分類一覧

大学組織（リスクマネジメント担当者）向け

事例	A 共同研究	B 人の交流	C リクルート	D 内部脅威	E 安全保障 貿易管理	F レピュテーション	G その他
①共同研究の受入1※	○				○	○	
②共同研究の受入2	○				○	○	
③共同研究の受入3	○				○	○	
④共同研究の受入4	○				○	○	
⑤共同研究の受入5	○				○	○	
⑥共同研究の受入6	○	○			○	○	
⑦学内施設利用		○			○	○	
⑧研究者の海外渡航※		○			○	○	
⑨兼業の委嘱状と契約書の 齟齬※			○		○	○	
⑩名誉教授の人材登用プロ グラムへの参加			○			○	○
⑪名誉教授の海外大学への 就任			○			○	○
⑫リクルート及び共同研究 の提案	○	○	○		○	○	
⑬研究者の採用				○	○	○	
⑭雇用契約を伴わない海外 研究者の受入		○		○	○	○	
⑮留学生の受入※		○			○	○	
⑯寄付講座の設立						○	○
⑰寄付の受入						○	○
⑱特許のライセンス契約	○				○	○	○

※印のついている事例は、研究者向けの事例と同一のものを指す。

研究者向け

事例	A 共同研究	B 人の交流	C リクルート	D 内部脅威	E 安全保障 貿易管理	F レピュテーション	G その他
①共同研究の受入※	○				○	○	
②研究者の海外渡航※		○			○	○	
③兼業の委嘱状と契約書の 齟齬※			○		○	○	
④留学生の受入※		○			○	○	
⑤意図せぬ共著	○	○			○	○	

※印のついている事例は、大学組織（リスクマネジメント担当者）向けの事例と同一のものを指す。

（参考）事象の分類

- A. 海外との共同研究
- B. 海外の人との交流
- C. 海外からの兼業、ヘッドハンティング等のリクルート活動
- D. 学内の教職員・学生等による内部の脅威による問題
- E. 安全保障貿易管理に関連するもの（みなし輸出、経済安全保障に関連しつつも、該非判定等の確認上問題にならなかったがリスクがあり得る案件等）
- F. レピュテーションリスクに影響を及ぼしうる事象
- G. その他

（注）ここでいう「海外」とは、海外にある法人等や、居住者ではない外国人などに留まらず、海外と強いつながりが想定される法人・日本居住者なども含まれる。例えば、外資系企業の日本支社との共同研究の中で、リスクがあり得ると感じた事例は、Aに含む。

大学組織 (リスクマネジメント担当者) 向け事例

①共同研究の受入1

「懸念機関との外国政府研究プロジェクトへの共同申請」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※研究者向け事例の①と同一事例

●事例の詳細

α大学の理工系大学院に所属する教授Sは、B国のβ大学自然科学系大学院の教授Tと長年にわたり、民生用途の機器に利用する新規材料の開発を共同で研究し、研究成果を国際学会で発表するほか、多くの学術論文を投稿していた。

教授Tは、研究業績が評価され、β大学を退職し、B国のγ科学技術研究所の主幹研究員に就任した。γ科学技術研究所は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

その後、主幹研究員（教授）Tより、教授Sに対して、B国の政府が公募する研究プロジェクトへの共同申請の提案があった。概要を調べたところ、過去に同様の研究プロジェクトの成果が軍事利用されているケースが確認された。

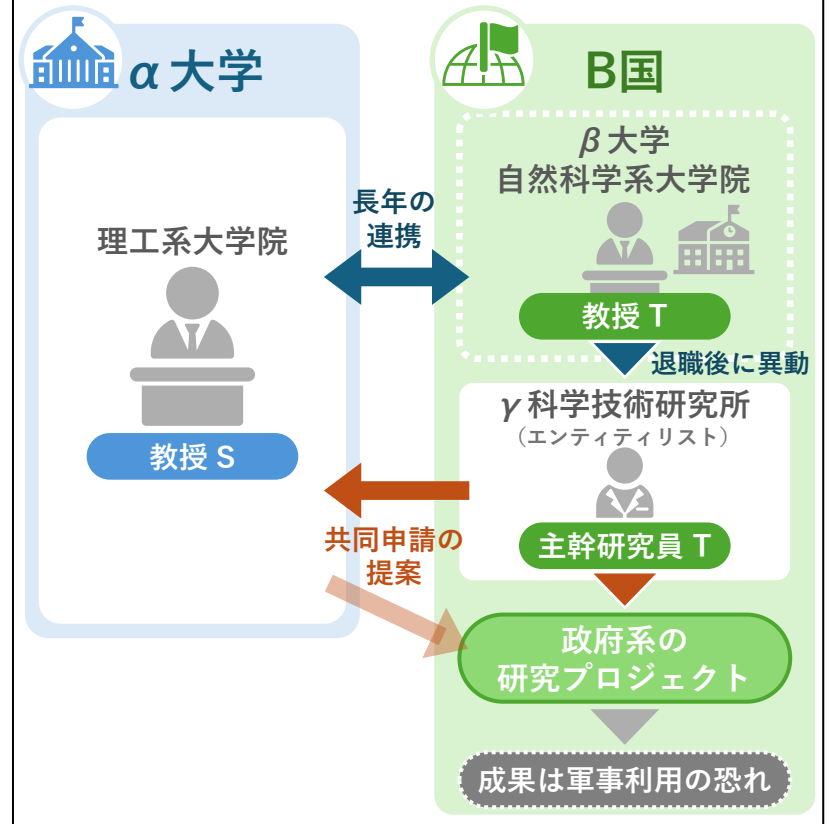
●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 主幹研究員（教授）Tに関する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに関する詳細な内容及び主幹研究員Tと教授Sが申請予定の研究内容は、明確にされているか。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに応募または採択されることで、B国のγ科学技術研究所へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこったり、B国により成果が軍事利用される可能性があるか。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに応募または採択されることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに関する詳細な内容を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択について、関係規則等に従い、総合的に許可または人事上の手続き等の判断を行う。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択にあたり、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



②共同研究の受入2

「海外ベンチャー企業と共同研究会議で不審人物の出席」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の教員Sは、展示会で知り合った日本人X（B国に所在地を置くベンチャー企業Uの社員）と、共同研究に向けたフィージビリティスタディの打合せをオンライン会議で行った。

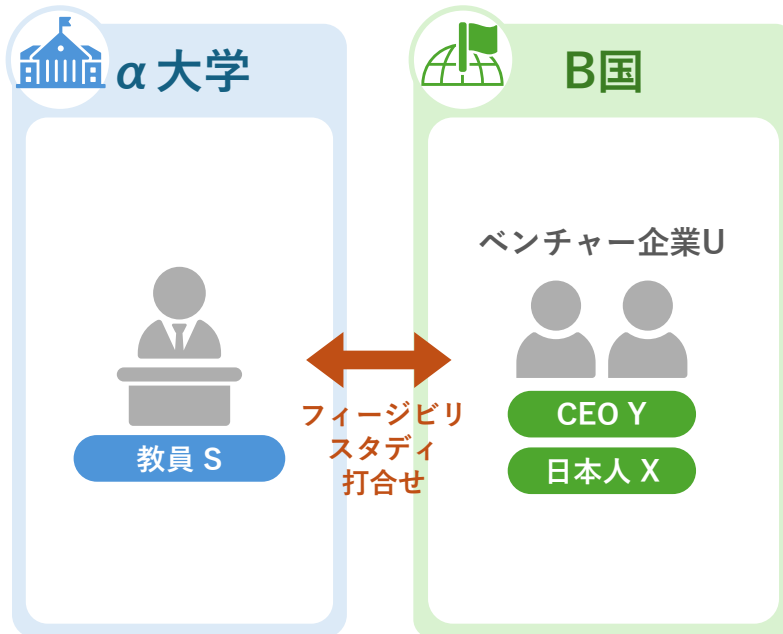
打合せの際、教員Sから研究内容を話し終えたところで、突然、ベンチャー企業UのCEOを名乗るB国籍のYが画面に現れ、「この研究は将来的にどのくらいの金額の研究資金があれば、できるのか。大学は関連する研究成果等として、どのような技術やノウハウ等を保有または作成予定であるか。」と尋ねてきた。

教員SはCEO・Yから聞かれた内容に直接答えるのではなく、次のとおり返答した。

「具体的な研究成果等については回答できない。貴社としては今後、どのような展開を希望し、どのくらいの金額の研究資金を用意できるか。そのうえで、当方としてどの程度対応できるか、どの程度の費用が必要となるかを検討したい。」

ほどなくオンライン会議は終了となったが、その後、ベンチャー企業Uからのアプローチはなかった。

●関係図



●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- ベンチャー企業Uの組織及び活動内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- 共同研究に向けたフィージビリティスタディのあり方・内容が明確であるか。
- フィージビリティスタディを行うことで、ベンチャー企業U関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- フィージビリティスタディを行うことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- 共同研究に向けてのフィージビリティスタディにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- ベンチャー企業Uの組織及び活動内容の詳細を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- フィージビリティスタディについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- フィージビリティスタディについて、トラブルを回避すべく、法務部門と相談しつつ、適切な契約書により契約を締結する。
- フィージビリティスタディが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、フィージビリティスタディに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

③共同研究の受入3

「教え子である海外企業営業部長からの共同研究の提案」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の情報系大学院に所属する教授Sは、B国の総合電機通信を業種とする企業βの営業部長Yから共同研究の提案を受けた。

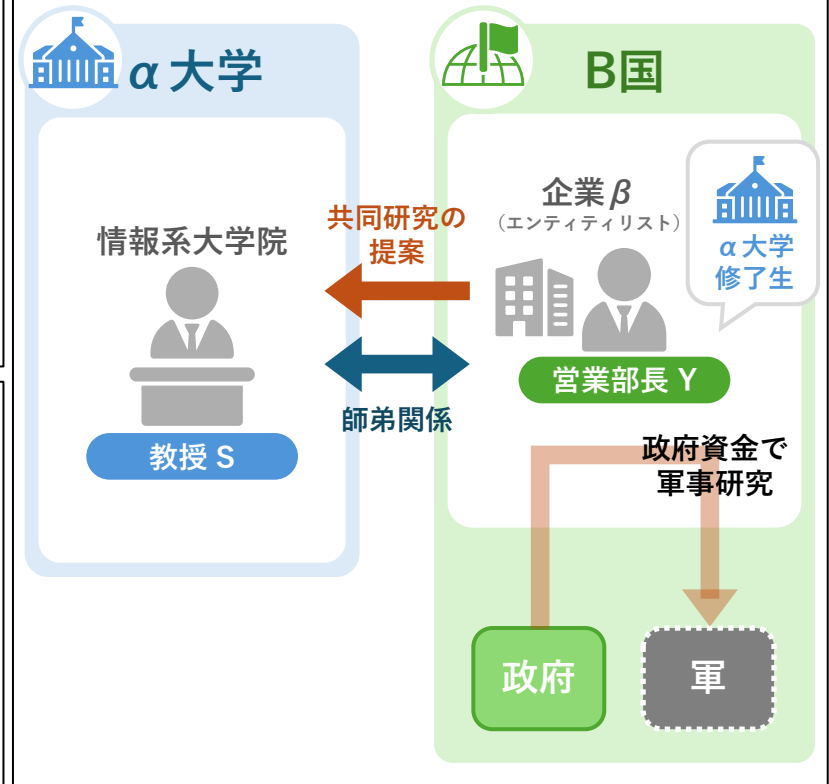
企業βは、B国の政府及び軍関係者と関係が強く、政府系の資金援助を受けて、B国の軍事発展のための最先端の電気通信機器の開発を行っていた。過去には、α大学との共同研究及び受託研究の実績があった。また、α大学の大学院修了生が多数就職するなど、α大学との関係は良好であった。営業部長Yもα大学の大学院修了生であり、教授Sが指導した教え子でもあった。

企業βは、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 企業βとの共同研究に参加する者に関する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 企業βの組織及び活動内容が明確にされ、十分に把握できているか。
- 企業βとB国政府及び軍との関係性に不明点、懸念点はないか。
- 企業βとの共同研究の研究内容を十分に把握しているか。
- 共同研究により、企業β、B国の政府及び軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 共同研究により、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法の例・ヒント

- 共同研究の実施にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 企業βとの共同研究に関する詳細な内容を確認する。
- 企業βとB国の政府及び軍との関係性を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理上の懸念がない場合でも、企業β及び共同研究に参加する者について、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 共同研究の実施について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 共同研究の実施にあたり、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、共同研究に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

④共同研究の受入4

「米国エンティティリストを踏まえた共同研究の方針見直し」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学では、昨今の研究セキュリティ・インテグリティ確保の観点から、米国エンティティリストに掲載されている機関との共同研究を一律に実施しない方針を決定し、公開した。その後まもなく、米国エンティティリストに掲載されている機関を有するB国の大使館より、α大学に、日本国における法令上は問題がないはずの共同研究まで一律に制限を加えるのは科学の発展のためには適切ではなく、B国との友好関係の維持・向上のためにも、当該方針を撤回するよう申し入れがあった。申し入れを聞き入れない場合、B国からα大学への留学生を制限する考えも示唆された。

さらに、B国の大使館から、「α大学が米国エンティティリストを踏まえて共同研究相手を選択するのであれば、B国のエンティティリストも同様に踏まえてほしい。α大学の方針を撤回し、B国のエンティティリストを踏まえた方針の再検討ができるか。」と指摘された。

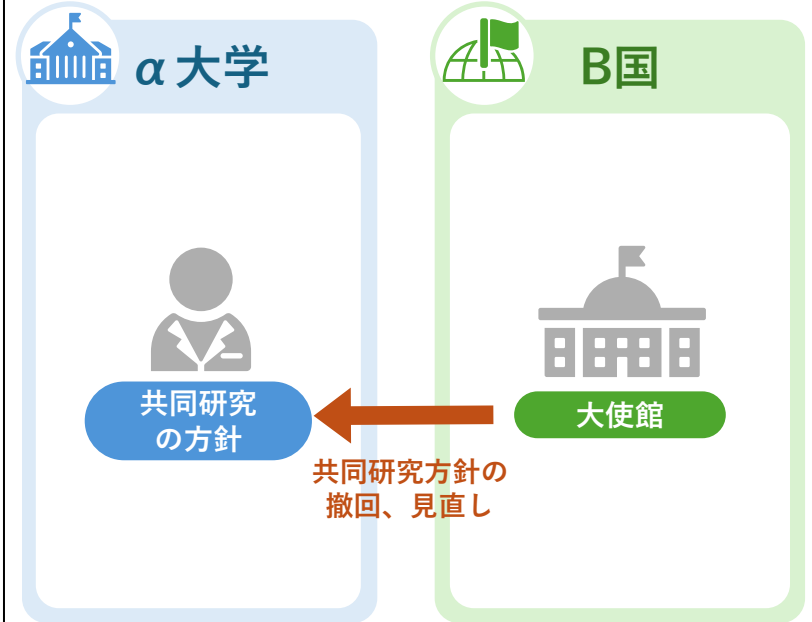
●着目点の例

- 学内制度上の取扱いはどうになっているか。
- α大学の共同研究に関する方針の背景、経緯はどのようなものか。
- B国の大使館からの申し入れや要請等の意図、背景、内容を十分に確認しているか。
- B国の大使館からの申し入れに従った場合の影響、又は同大使館が示唆した留学生の制限による影響がどのようになるかの評価は行ったか。
- B国の機関と共同研究を行うことによる、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩等のリスクはどの程度か。
- B国の機関と共同研究を行うことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- α大学の共同研究に関する方針に関する詳細な背景、内容を確認し、同方針の目的まで立ち返った論点を整理する。
- B国の大使館からの申し入れや要請等に関する詳細な内容を確認する。
- 共同研究を行うにあたっては、該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行うことが必要である点を再認識する。
- α大学の共同研究に関する方針について、B国大使館の申し入れを踏まえて再検討する余地があるか検討する。検討にあたっては、B国の機関と共同研究を行うにあたり、必要による安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等の実施、大学で定める情報管理の厳守、ネガティブな情報や評判等への適切な対処が必要であることを踏まえる。
- B国の大使館からの申し入れに従った場合の影響を踏まえ、このような方針に関する今後の学内での取扱い（公表の可否、学内周知の方法など）を検討する。

●関係図



⑤共同研究の受入5

「教え子からの研究プロジェクト参加提案」

●事例の詳細

α大学の工学系大学院に所属する教授Aの教え子である留学生X（α大学修了生）が修了後に帰国し、B国の一般的には懸念のないと想定されるβ大学に就職した。その後も研究に関して教授AとXは情報交換等のやり取りを続けていた。Xは教授Aの指導等に恩義を感じており、B国での講演等を教授Aに提案し、教授Aは時間が許す限りこれを引き受け、必要な手続きを経たうえで講演を行い、謝金の支払いを受けていた。その後、XはB国の国防関連のγ大学に転籍し、同大学の大型研究プロジェクトに関わることになったため、教授Aへ同プロジェクトへの参画を提案した。Xは、これまでの教授Aの協力的な対応から一方的に判断し、教授Aの了解を得る前に教授Aの口座に多額の資金を振り込み、更に同プロジェクトのホームページに教授Aの名前を掲載した。

●着目点の例

- 生じている現象について、学内関係制度との関係で問題が生じているか。
- 教授Aの意思は確認しているか。
- Xに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- γ大学の組織及び活動内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- 研究プロジェクトの研究内容を十分に把握できているか。
- 教授AとXにおける、研究プロジェクトへの参加、資金の提供及びホームページへの名前の掲載に関する経緯及び実態を詳細に把握できているか。
- 研究プロジェクトに参加することで、γ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 研究プロジェクトに参加することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- 研究プロジェクトへの参加にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- γ大学の組織及び活動内容の詳細を確認する。
- 研究プロジェクトの詳細な内容を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 教授AとXにおける、研究プロジェクトへの参加、資金の提供及びホームページへの名前の掲載に関する経緯及び実態を詳細に確認する。
- 研究プロジェクトへの参加、資金の提供及びホームページへの名前の掲載について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 研究プロジェクトへの参加が許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、研究プロジェクトに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。
- 教授AからXに対し、外国との共同研究に際しては、常に一定の手続きが発生することを認識するよう伝える。

事例の分類：

A

B

C

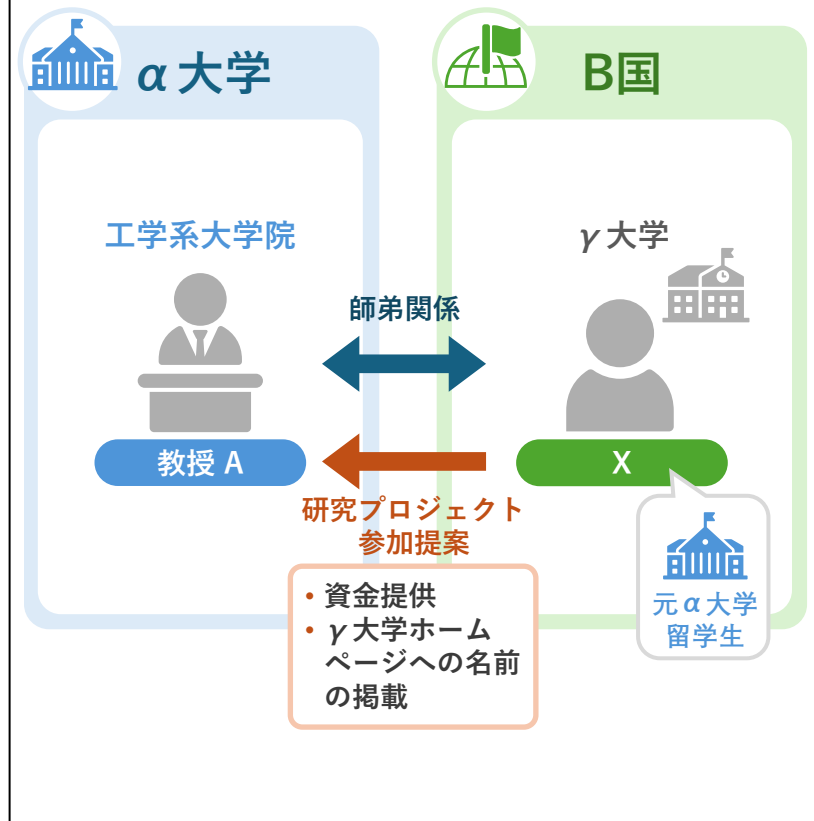
D

E

F

G

●関係図



⑥共同研究の受入6

「共同研究実施前に詳細情報やサンプルの提供」

●事例の詳細

α大学の工学系大学院に所属する教授Aに対し、B国に本部を置く企業の日本人β企業からアプローチがあった。β企業の担当者Xによれば、教授Aが主宰する研究室の研究成果に強い関心があり、資金提供を含めて様々な連携を模索したいとのことであった。やりとりを進めると、担当者Xから教授Aに対して、資金提供にあたり技術レベルを評価する必要があるとの理由で詳細な情報及びサンプルを送付してほしいとの依頼があった。教授Aとしては本件の連携に前向きな姿勢であるものの、何らかのリスクがあるかもしれないと考え、α大学本部に対して、「国内企業であり外為法上の問題はないと考えられるため、注意しながら説明を進めようとしているが、どこまで詳細の情報を見せるべきか。そして、この日本法人に対して、どのように対峙すべきか。」との相談を行った。

●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- β企業及びB国の本部企業の組織及び活動内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- β企業とB国の本部企業の関係性に不明点、懸念点はないか。
- β企業からの提案された連携内容を十分に把握できているか。また、求められた詳細な情報及びサンプルの利用内容について詳細に把握できているか。
- 連携にあたり、β企業関係の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- β企業との連携及び詳細な情報及びサンプルを提供することで、β企業関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- β企業との連携及び詳細な情報及びサンプルを提供することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

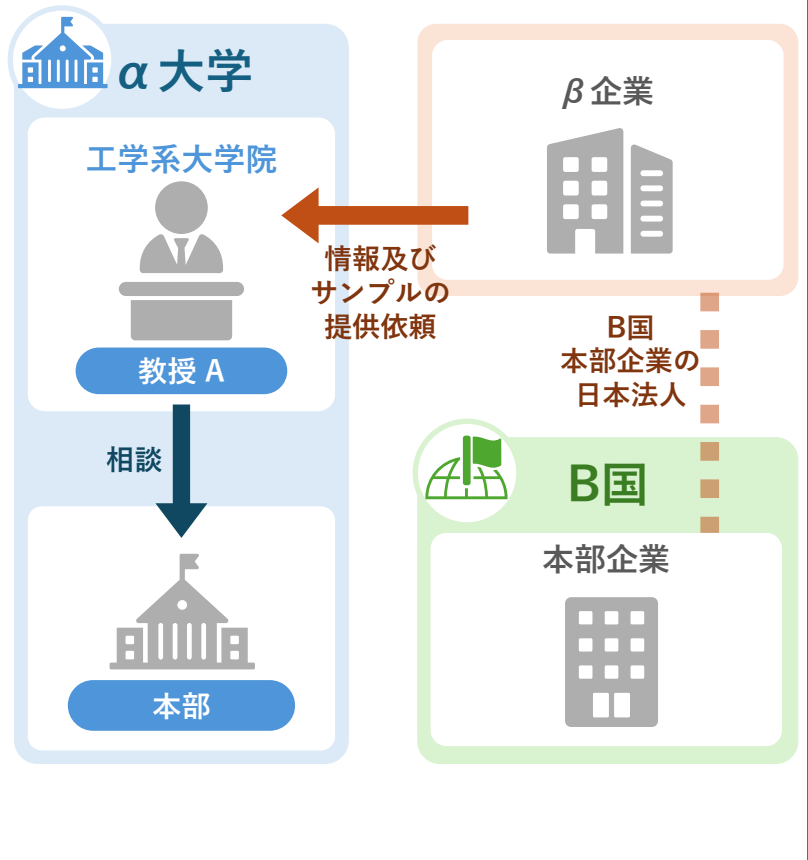
●マネジメント方法の例・ヒント

- β企業とB国の本部企業の組織及び活動内容に関する詳細な情報及び関係性などを確認する。
- β企業が提案する投資を含めた様々な連携に関する詳細な内容を確認する。
- β企業から求められた情報及びサンプルの利用に関する詳細な内容を確認する。
- 安全保障貿易管理上の懸念がない場合でも、β企業とB国の本部企業について、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- β企業との連携及び詳細な情報及びサンプルを提供することについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- β企業との連携及び詳細な情報及びサンプルを提供する場合、β企業関係者の学内への入構や学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、β企業とB国の本部企業に関する詳細な情報を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●関係図



⑦学内施設利用

「イベント開催を謳った懸念機関の学内施設利用」

●事例の詳細

α大学において、B国からの留学生Pより、イベント開催を目的として、学内施設である講堂の利用申請があった。

申請のあったイベントの主催者はB国と関係のあるγ学術団体であり、内容は、B国のβ大学の教職員とα大学及び他大学の留学生等を参加対象とする研究発表を含む研究交流会とされていた。

α大学の関係規則では、在学生を介した学術団体が講堂を利用できるのは、イベント内容が学術に寄与すると認められる場合に限定されている。また、β大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に記載されていた。

なお、イベントの開催については、一部のマスコミにより新聞等へ掲載された。

●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 学内施設利用の申請者及びイベント主催者、イベントの詳細な内容は明確にされ、十分に把握できているか。
- 研究交流会に、B国のβ大学及び同教職員が関係しているか。
- 複数の外国の研究者等が学内に入構し交流することで、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- イベント後に特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 大学が相手組織等と関係性を持つことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

事例の分類：

A

B

C

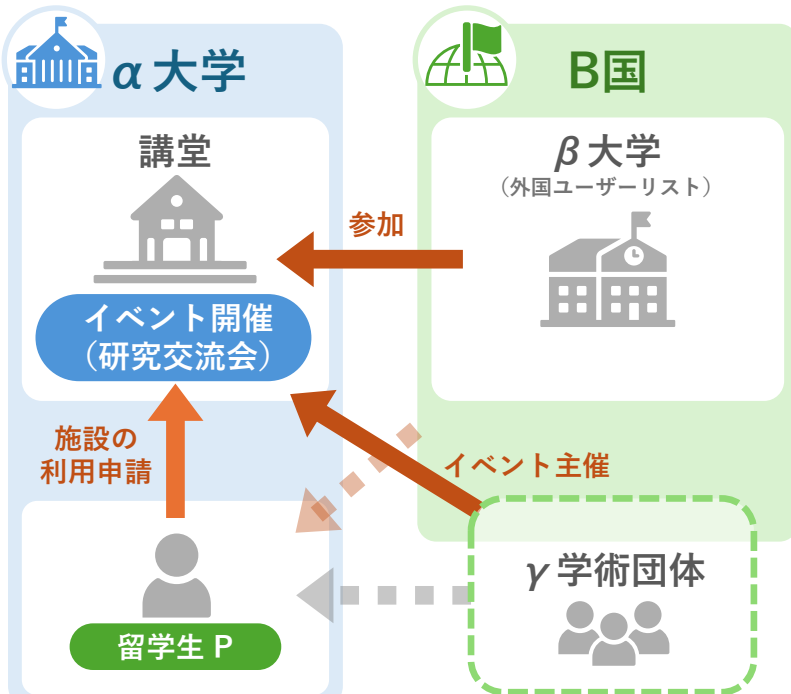
D

E

F

G

●関係図



●マネジメント方法の例・ヒント

- 学内施設利用の申請者に対して、研究活動の透明性に係る情報（研究経歴、兼業等学外での活動状況、外部機関から受けている各種支援など）を確認する。
- イベント主催者に対して、組織の情報及びB国との関係性などを確認する。
- 学内施設利用の申請者またはイベント主催者に対して、イベント内容の詳細（趣旨・目的、企画内容、参加者など）を確認する。
- イベントに参加する本学構成員について、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、学内施設利用の申請者、イベント主催者及びイベントの参加者について、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 学内施設の利用許可について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。施設管理者から適宜情報共有がなされる体制を構築しておくことも必要。
- 学内施設利用を許可し、イベントが開催される場合、イベント主催者に対し、参加者はイベント会場及び外部者の出入りが許可される施設等のみ入室または利用することを厳守してもらう。
- 大学は、相手組織等との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

⑧研究者の海外渡航

「教え子との研究交流や海外渡航時の注意、報道によるレピュテーションリスク」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※研究者向け事例の②と同一事例

●事例の詳細

α大学のロボット工学を専門とする教員Sは、過去に、B国からα大学への留学生Xの指導教員を務めていた。

留学生Xは、α大学においてロボット工学に関する博士号の学位を取得し、修了と同時に、B国のβ大学の教員に就任した。

最近になって、教員Sは、留学生Xより、研究者同士の交流を深めたいという趣旨で、B国のβ大学への渡航の誘いがあった。

教員Sは、教え子である留学生Xからの誘いを受け、α大学での安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認を受けたうえで、B国に渡航した。

教員Sは、留学生Xより、β大学のロボット研究所を案内され、施設等を視察した。視察の様子は、β大学広報により取材され、後日、β大学のホームページに写真とともに掲載された。

β大学は米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に掲載されている機関であったため、上記ホームページが報道機関により取り上げられた。

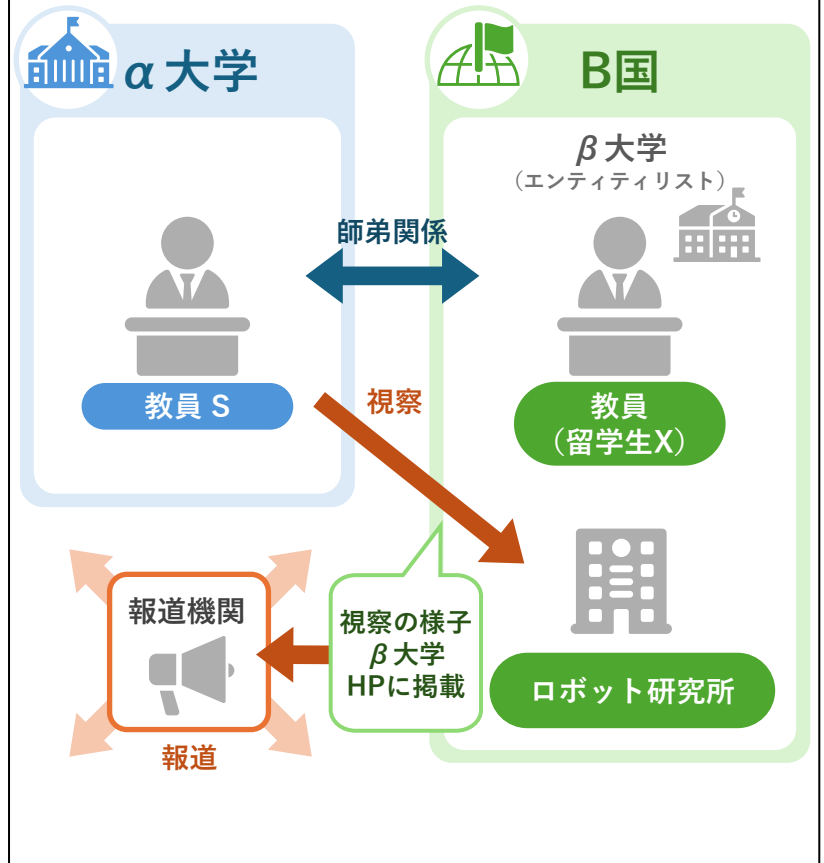
●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 留学生Xに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 教員SがB国またはβ大学へ渡航することで、B国及びβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- β大学は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されており、教員SがB国またはβ大学へ渡航することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- 海外渡航にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 海外渡航について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 海外渡航を契機として、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、海外渡航の事実及び詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑨兼業の委嘱状と契約書の齟齬

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※研究者向け事例の③と同一事例

●事例の詳細

α大学の教授Pは、B国のβ大学から、人文社会科学系の大学院の授業科目を担当する非常勤講師への就任を依頼された。

教授Pは、β大学から、非常勤講師への委嘱状と関連する契約書案を受領し、α大学の人事事務担当部署に兼業許可の手続きを行った。

α大学では、教員が外国機関で兼業を行う場合は、教員自らが事前に、安全保障貿易管理制度を担当する部署において、該非判定等の確認を受けることが義務付けられている。該非判定等の確認の結果、安全保障貿易管理制度上の懸念がないことを確認した。

人事事務担当は、兼業許可手続きにおいて、委嘱状及び契約書案等を確認したところ、委嘱状では「オンライン講義及びβ大学でのディスカッションへの現地参加は、月1回、1回2時間程度」、契約書案では「年間の勤務時間は、1ヶ月以上。半年に1回程度の技術交流会への現地参加。複数論文の発表や国際プログラムの共同申請が義務」とされており、勤務内容及び勤務時間について双方の内容に齟齬が認められた。

教授Pは、β大学に兼業依頼の内容を確認し、契約書案の修正を求めた。

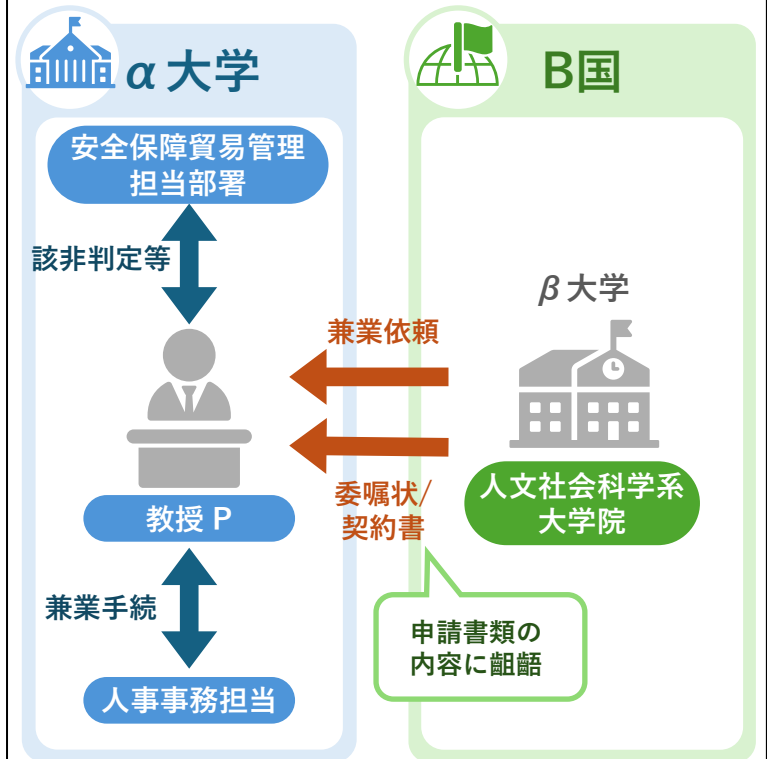
●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 教授Pに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 兼業先であるB国のβ大学の組織及び活動情報について明確にされ、十分に把握できているか。
- 兼業の具体的な内容が明確にされているか。
- 教授Pの兼業を許可することで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。また、β大学等の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 教授Pの兼業を許可することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- 兼業許可の手続きにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 兼業先であるB国のβ大学の組織情報及び兼業の具体的な内容（委嘱状及び契約書の内容を含む）を確認するとともに、それらの情報や文書の内容に齟齬がないかを確認する。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 兼業許可について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 兼業が許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 兼業が許可された場合、実際の兼業内容を確認し、許可された兼業内容と齟齬がないことを定期的に確認するなど厳格に管理する。
- 大学は、兼業に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑩名誉教授の人材登用プログラムへの参加

事例の分類：

A

B

C

D

E

F

G

●事例の詳細

α大学の名誉教授Pは、3年前までα大学の理工学系研究科の教授であったが、現在、α大学での雇用関係及び研究費管理等はない。

名誉教授Pは、B国のβ大学の教授である後輩Xより、B国の人材登用プログラムへの参加の誘いを受けていた。

当該人材登用プログラムは、β大学の電気電子科学研究科の特別教授に就任して、5年間の教育研究活動を実施する者に、破格の研究費及び最先端の研究設備を提供し、すべての研究成果及び技術情報はβ大学に帰属させることを求めている。また、名誉教授Pには、α大学時の3倍程度の報酬が支払われる計画であった。

名誉教授Pは、当該人材登用プログラムに大きな魅力を感じながらも、自身の研究実績はα大学での研究活動が主であったことに鑑み、β大学の特別教授への就任について、α大学の事務局に相談することにした。

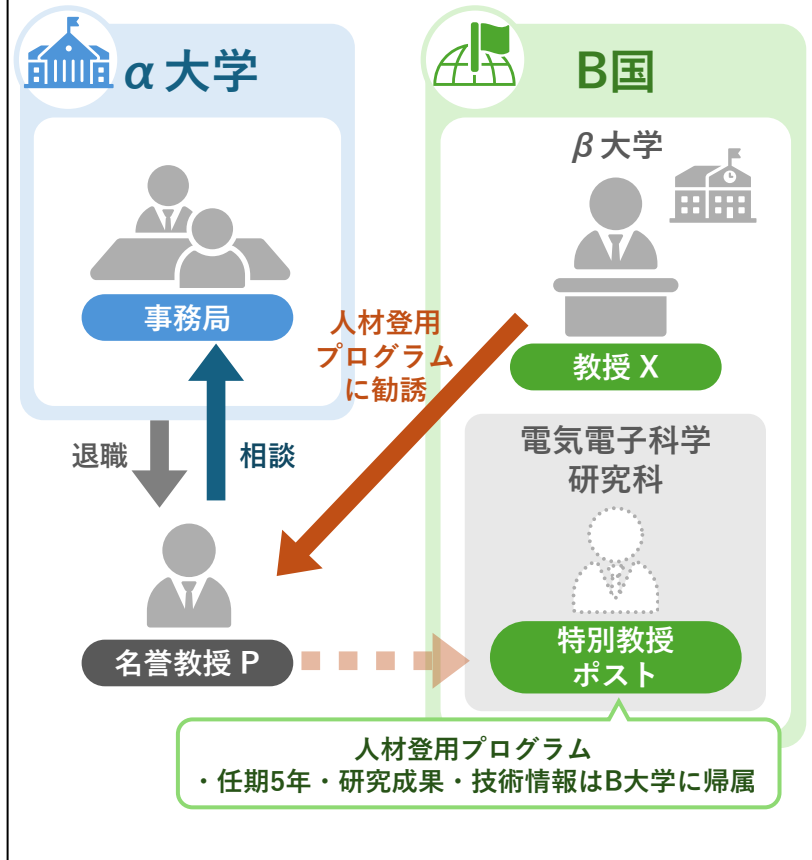
●着目点の例

- 名誉教授Pとα大学との間に雇用関係または研究費の管理実態があるか。
- 外国為替及び外国貿易法等の法令上の問題はないか。
- 名誉教授Pは日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか。
- 名誉教授Pの知的財産及び技術等のα大学との関係性や、それらの使用等にわたっての取扱い等があるか。
- B国の人材登用プログラムに関する詳細な内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- 名誉教授Pがβ大学に就任することで、β大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 名誉教授Pがβ大学に就任することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- B国の人材登用プログラムに関する詳細な内容を確認する。
- 名誉教授Pに対して、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守するよう伝える。
- 名誉教授Pに対して、日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか確認する。
- 名誉教授Pにかかわる知的財産及び技術等を把握し、α大学との関係性や、それらの使用等にわたっての取扱い等を確認する。
- 名誉教授Pはα大学と雇用関係はないが、可能な範囲で、β大学及び人材登用プログラムについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。その結果を名誉教授Pに伝える。
- 名誉教授Pがβ大学に就任後、当該者がα大学内の研究活動を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。関わる大学関係者は大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、名誉教授Pのβ大学への就任と大学との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑪名誉教授の海外大学への就任

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

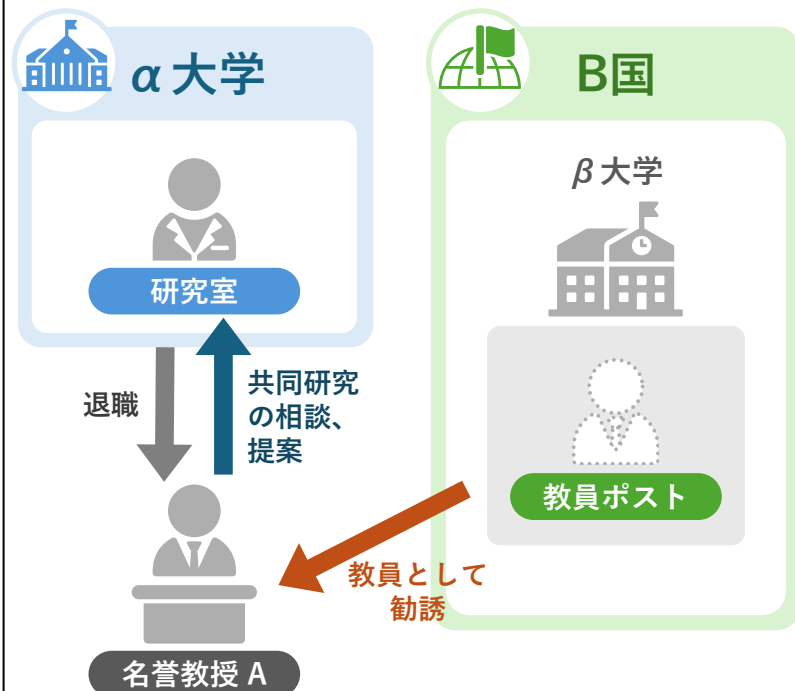
α大学の名誉教授Aは、α大学を代表する知名度を持ち、メディアでも有名な多方面で活躍している教授である。名誉教授Aは、α大学との雇用関係はないものの、α大学のいくつかの研究室とも関係しながら、外国との共同研究の推進など精力的に活動している。

その中で、名誉教授AがB国の国防関連のβ大学から教員としての採用オファーを受けて、受諾する意向があるとの情報がα大学の関連研究室において確認された。

●着目点の例

- 名誉教授Aとα大学との間に雇用関係または研究費の管理実態があるか。
- 外国為替及び外国貿易法等の法令上の問題はないか。
- 名誉教授Aは日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか。
- 名誉教授Aの知的財産及び技術等のα大学との関係性や、それらの使用等にわたっての留意事項等があるか。
- β大学の教員ポストに関する詳細な内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- 名誉教授Aがβ大学に就任することで、β大学関係者へ、α大学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 名誉教授Aがβ大学に就任することで、ネガティブな情報や評判等により、α大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法の例・ヒント

- β大学の教員ポストに関する詳細な内容を確認する。
- 名誉教授Aに対して、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守するよう伝える。
- 名誉教授Aに対して、日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか確認する。
- 名誉教授Aにかかわる知的財産及び技術等を把握し、α大学との関係性や、それらの使用等にわたっての取扱い等を確認する。
- 名誉教授Aはα大学と雇用関係はないが、可能な範囲で、β大学について、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。その結果を名誉教授Aに伝える。
- 名誉教授Aがβ大学に就任後、当該者がα大学内の研究活動を行う際は、必要に応じ安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。関わる大学関係者は大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、名誉教授Aのβ大学への就任と大学との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

⑫ リクルート及び共同研究の提案

「国際シンポジウム参加をきっかけとした教員就任の勧誘や共同研究の提案」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の教員Sは、A国で開催されたAI研究にかかる国際学会のシンポジウムに参加した。

シンポジウムには、世界中から、AI研究に従事する多くの研究者が参加した。そのシンポジウムでのパネルセッションで、B国のβ大学の教員Xと知り合った。

教員Sは、α大学ではAI研究に関して最も期待された若手研究者であった。

教員Sと教員Xは、シンポジウム後、AI研究のさらなる進展を模索し、共同での研究プロジェクトを検討した。

教員Xは、B国及びβ大学から大規模な研究費の支援を受けていたことから、教員Sに、「β大学の教員に就任し、β大学で共同研究を実施しないか」と働きかけた。教員Sは、AI研究者としての国際的活躍を模索していたため、前向きに検討することとしたが、教員Xからは教員就任にかかる報酬等の提示はあるものの、研究の実施体制等は不明のままであった。

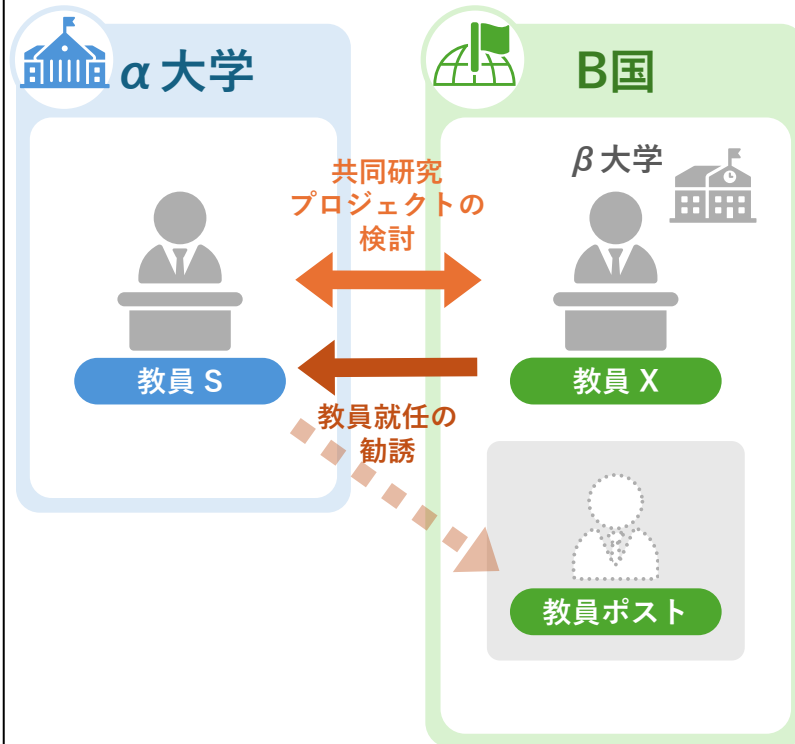
●着目点の例

- β大学への異動にあたり、学内関係制度、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守しているか。
- 教員Sは日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか。
- 教員Sの知的財産及び技術等のα大学との関係性や、それらの使用等にあたっての取扱い等があるか。
- 教員Sのβ大学での雇用に関する諸条件が明確にされているか。
- 教員Sがβ大学に就任することで、β大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 教員Sがβ大学に就任することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- α大学の異動の手続きにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 教員Xからのリクルートに関し、教員Sのβ大学での雇用条件等、詳細な内容を確認する。
- 教員Sに対して、学内関係制度、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守するよう伝える。
- 教員Sに対して、日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか確認する。
- 教員Sに関わる知的財産及び技術等を把握し、α大学との関係性や、それらの使用等にあたっての取扱い等を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、β大学及び教員Xについて、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 教員Sがβ大学に就任後、当該者がα大学内の研究活動を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。関わる大学関係者は大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、教員Sのβ大学への就任と大学との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



13 研究者の採用

「懸念機関の研究者からの新規採用応募」

事例の分類：

A

B

C

D

E

F

G

●事例の詳細

α大学において、WEB等を通じて、理工学系分野の研究科教員の新規採用募集を行った。募集人員は、ロボット工学分野にかかる専攻において、学部及び大学院教育、研究活動を担当する常勤・講師1名であった。

結果として、B国のβ大学に勤める外国人研究者Rからの1名の応募があった。

外国人研究者Rは、B国のβ大学に常勤の研究者として所属し、理工学系分野の研究プロジェクトにおいて中心的な役割を担っていた。研究業績については、ロボット工学分野にかかる国際的な学術論文及び知的財産権を多数保有するなどロボット工学分野での顕著な研究実績をあげていた。

β大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

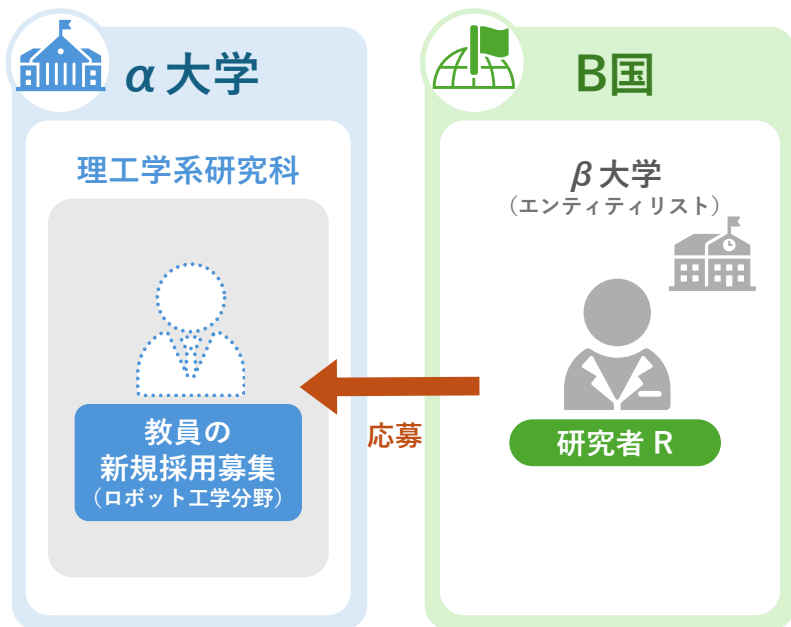
●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 外国人研究者Rに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 外国人研究者Rを受け入れることで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- β大学は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されており、外国人研究者Rを受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- 外国人研究者の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 外国人研究者の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 外国人研究者の受け入れが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、外国人研究者の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑭雇用契約を伴わない海外研究者の受入

事例の分類：

A

B

C

D

E

F

G

●事例の詳細

α大学の理工学系大学院の教授Sは、部局の独自ルールである「特別研究員制度」（雇用契約を結ぶことなく、学内研究者の研究活動に協力する学外者の受け入れを可能とする制度）を利用して、B国のβ大学の教授Xを特別研究員として受け入れることを計画した。受入れ期間は約3か月であった。

教授Sは、内々に、教授Xと交渉し内諾を得ていた。教授Xは、β大学のサバティカル制度を利用して、α大学で研究することを検討した。

教授Sは、宇宙開発に関する最先端の研究を実施しており、同分野で世界的に活躍する教授Xからの研究協力は、教授Sそしてα大学の研究進展のために重要であった。

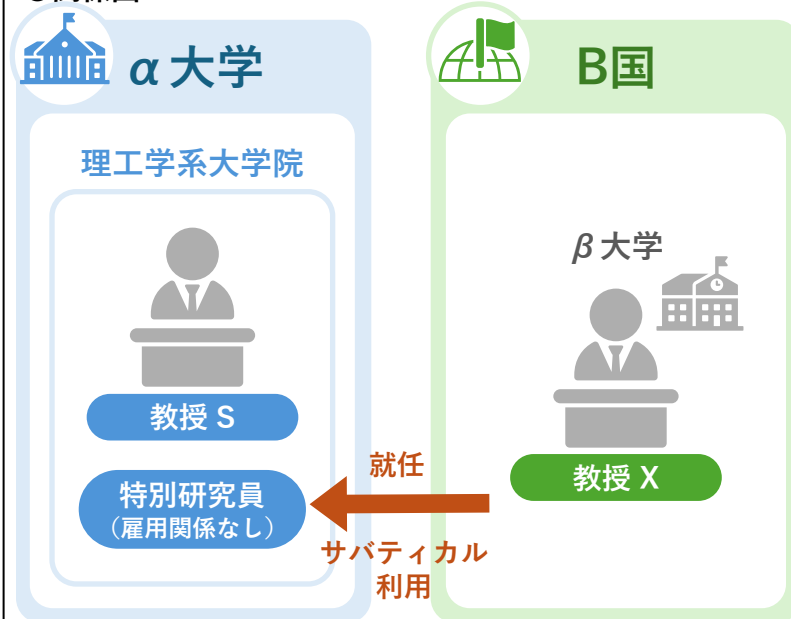
●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 教授Xに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 教授Sと教授Xによる共同での研究内容を十分に把握・評価し、部局または大学へのメリットや効果等があるか。
- 教授Xを受け入れることで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 教授Xを受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- 特別研究員の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 教授Sと教授Xによる共同での研究内容の詳細を把握し、部局または大学へのメリットや効果等について評価する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 特別研究員の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 特別研究員は雇用関係はないため、特別研究員に対して、誓約書等を通じて、大学教職員と同様の服務に関する関係規則の遵守に協力を求める。
- 特別研究員の受け入れが許可された場合、当事者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、特別研究員の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑮留学生の受入

「軍事転用の恐れがある研究室からの留学生の受入」

●事例の詳細

α大学は、C国のγ大学の理工学系大学院に所属する教授Xから、教え子であるγ大学の修士課程学生Yの、α大学の理工系大学院への留学について相談を受けた。教授Xは、α大学で博士の学位を取得後、C国に帰国し、γ大学の教授に就任していた。教授Xと修士課程学生Yは、γ大学にて、複数の外国の民間企業と共同研究を実施していた。共同研究の1つに、B国の企業βと共同研究契約を締結し、B国の軍関係者の協力を得て、軍事に転用可能な研究を実施しているものが含まれていることがわかった。

γ大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていない。

一方、企業βは、「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、「エンティティリスト」に記載されていた。

●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 修士課程学生Yに係る安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 教授Xと修士課程学生Yが担当する、B国の企業βとの共同研究内容が明確にされているか。
- 修士課程学生Yを留学生として受け入れることで、C国のγ大学またはB国の企業β関係者及び軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 修士課程学生Yを留学生として受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

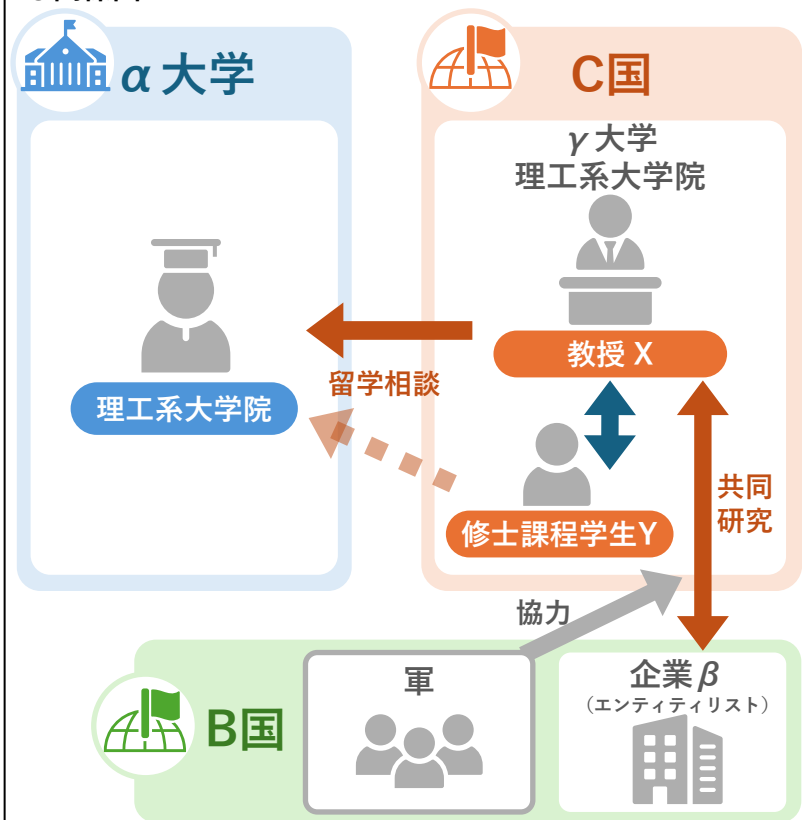
- 留学生の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- 教授Xと修士課程学生Yが担当する、B国の企業βとの共同研究の詳細な内容、B国の軍との関係性を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 留学生の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 留学生の受け入れが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、留学生の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※研究者向け事例の④と同一事例

●関係図



⑩ 寄付講座の設立

「元教員を介した、懸念国からの寄付講座の設立打診」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学において、同大学を退職した元教員Yより、国内企業からの寄附による寄付講座設立に関する相談があった。

元教員Yは、B国から日本への留学生を支援する団体Qの役員を務めていた。

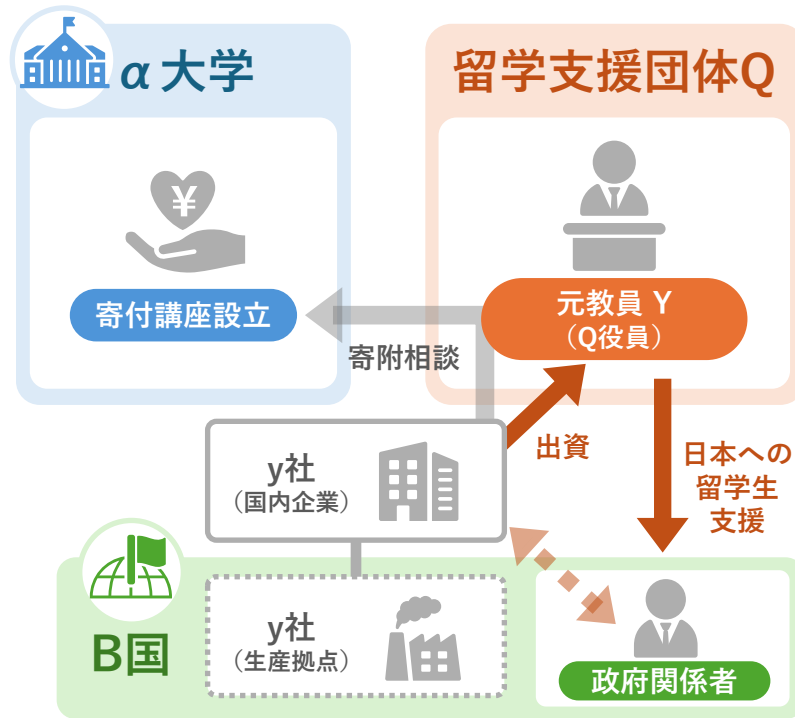
元教員Yからの相談内容は、日本の工業メーカー y 社が α 大学に1億円を寄附するので、自然科学系分野の教育研究を実施する寄付講座を設立してほしい旨の提案であった。

y 社は、国内企業であるものの、主たる生産拠点はB国であり、B国政府関係者とも交流があった。また、団体Qに出資をしていた。

●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- y 社及び団体Qの組織及び活動内容が明確にされ、十分に把握できているか。
- y 社、団体Q及びB国の関係性に不明点、懸念点はないか。
- 寄付講座設立にあたり、寄付者等の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 寄附者等を通じて、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 大学が相手組織等と関係性を持つことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法の例・ヒント

- y 社及び団体Qについて、組織の情報及びB国との関係性などを確認する。
- y 社が提案する寄付講座について、y 社の財務状況、寄附金額、寄附方法及び時期、教育研究目的、教育研究内容、期待される成果など具体的な内容を確認する。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、y 社及び団体Qについて、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 寄付講座の設立について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 寄付講座が設立された場合、寄附者の学内への入構や、寄附者への学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、相手組織等との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

⑰ 寄付の受入

「懸念国と取引のある企業からの寄付の申し入れ」

●事例の詳細

α大学の理工系大学院で、レーザー研究を行っている教授Sは、U社の経営者Vから、レーザーにかかる教育研究の一層の推進に資することを用途目的とする寄付金の申し込みの相談を受けていた。教授Sと経営者Vは、これまで接点はなく面識がなかった。寄付の相談はもっぱらメールで行われていた。

教授Sは、寄付情報及び事務手続きについて、所属する大学院の寄付担当事務と共有していた。

U社は、C国で設立され、主としてレーザー製品の販売を行っていた。取引の多くは懸念国であるB国であり、レーザー製品の研究、製造、販売を行っており、B国の軍事機関との取引があることが確認できた。

●着目点の例

- 学内関係制度を遵守しているか。
- U社の組織及び活動内容、経営者Vの経歴及び活動内容等について明確にされ、十分に把握できているか。
- U社とB国の軍事機関との関係性に不明点、懸念点はないか。
- 寄付にあたり、寄付者等の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 寄付者を通じて、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 大学が寄付者と関係性を持つことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法の例・ヒント

- U社の組織及び活動内容、経営者Vの経歴及び活動内容等に関する詳細な情報、U社とB国の軍事機関との関係性などを確認する。
- U社が提案する寄付内容について、U社の財務状況、寄付金額、寄付方法及び時期、教育研究目的、期待される成果など具体的な内容を確認する。
- 安全保障貿易管理上の懸念がない場合でも、U社及び経営者Vについて、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 寄付の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 寄付を受け入れた場合、寄付者の学内への入構や、寄付者への学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、寄付者に関する詳細な情報を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

事例の分類：

A

B

C

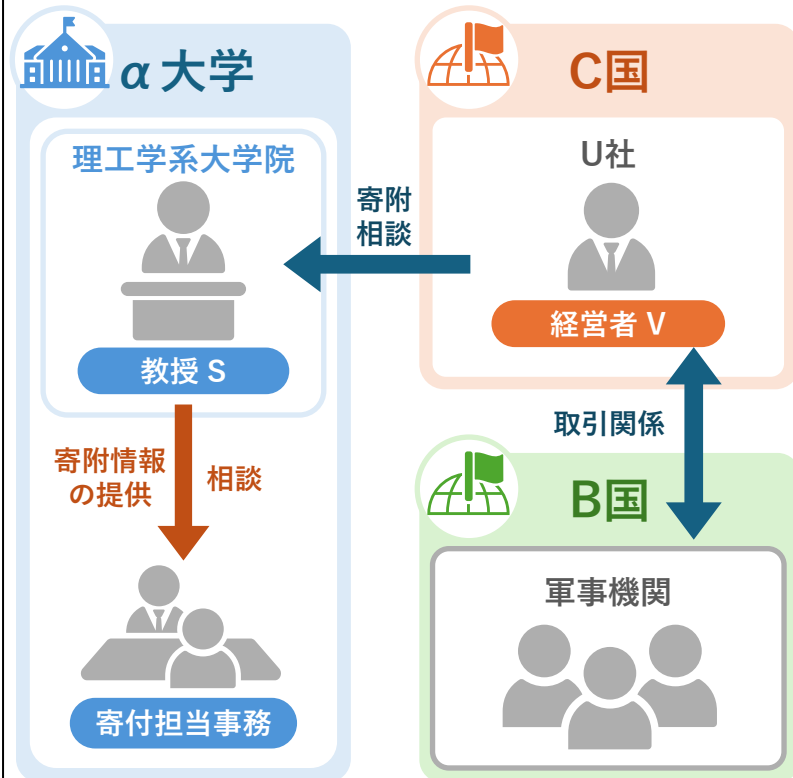
D

E

F

G

●関係図



⑮特許のライセンス契約

「懸念国と関係のある企業からの共同研究契約締結の打診」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

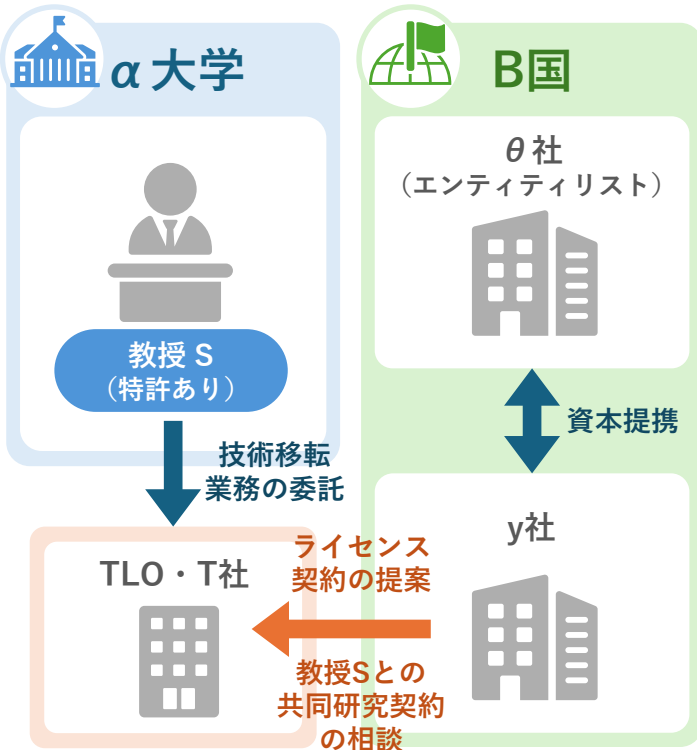
●事例の詳細

α大学では、技術移転に際して外部TLO（T社）に業務委託している。
 この度、α大学の教授Sが発明し、特許権を取得している技術に対して、B国のy社からT社に、ライセンス契約及び当該技術の実用化のための教授Sとの共同研究契約締結の打診があった。
 y社からは、資金力及び研究開発力があると聞かされていた。教授Sにおいても当該特許の事業化の可能性が見込まれるy社との共同研究の提案に前向きであった。
 T社はy社との当該特許のライセンス契約及び共同研究契約締結の窓口として話を進めていたが、y社は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されているB国の企業θ社との資本関係がある会社であることが判明した。

●着目点の例

- T社及びα大学の関係制度を遵守しているか。
- 安全保障貿易管理制度及び契約の許可判断に関するT社とα大学の役割分担または連携はあるか。また、T社、教授S及びα大学が情報共有がなされる体制はあるか。
- y社及びθ社の組織及び活動内容に関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- y社及びθ社の組織及び活動内容は明確にされ、十分に把握できているか。
- y社及びθ社の関係性に不明点、懸念点はないか。
- y社からのライセンス契約及び技術の実用化のための共同研究契約の内容は明確にされているか。
- ライセンス契約等を通じて、特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- ライセンス契約等を通じて、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩が生じる可能性があるか。
- ライセンス契約等を通じて、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法の例・ヒント

- α大学及びT社は連携して、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。
- y社からのライセンス契約及び当該技術の実用化のための共同研究契約の詳細な内容を確認する。
- y社及びθ社の組織内容、活動内容を確認する。また、y社及びθ社の関係性を確認する。
- 該非判定等の確認により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- ライセンス契約及び当該技術の実用化のための共同研究契約について、T社及びα大学の関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。なお、T社及び教授Sから適宜情報共有がなされる体制を構築しておくことが必要とされる。
- ライセンス契約等を通じて、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、ライセンス契約に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

研究者向け事例

①共同研究の受入1

「懸念機関との外国政府研究プロジェクトへの共同申請」

●事例の詳細

α大学の理工系大学院に所属する教授Sは、B国のβ大学自然科学系大学院の教授Tと長年にわたり、民生用途の機器に利用する新規材料の開発を共同で研究し、研究成果を国際学会で発表するほか、多くの学術論文を投稿していた。

教授Tは、研究業績が評価され、β大学を退職し、B国のγ科学技術研究所の主幹研究員に就任した。γ科学技術研究所は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

その後、主幹研究員（教授）Tより、教授Sに対して、B国の政府が公募する研究プロジェクトへの共同申請の提案があった。概要を調べたところ、過去に同様の研究プロジェクトの成果が軍事利用されているケースが確認された。

●着目点の例

- 教授Sは学内関係制度を遵守しているか。
- 主幹研究員（教授）Tについて、安全保障貿易管理制度上の懸念があるか。
- B国政府が公募する研究プロジェクトの趣旨・目的、申請予定の研究内容、成果の取扱い等は、安全保障貿易管理制度及び学内制度上、問題があるか。
- 当該研究プロジェクトを通じ、B国のγ科学技術研究所へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこったり、B国により成果が軍事利用される可能性があるか。
- 当該研究プロジェクトに応募または採択されることで、ネガティブな情報や評判等が流れる可能性、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●研究者に求められる対応の例

【応募前】

- 当該研究プロジェクトへの応募にあたり、学内で必要な手続きを確認する（応募の事前許可が必要か、採択された場合に必要な学内手続きは何か）。
- 当該研究プロジェクトの趣旨・目的・成果等の取扱い・研究内容・参加メンバー等に関する詳細な内容を把握する。
- γ科学技術研究所及び主幹研究員Tに関するプロフィールなどの情報を可能な範囲で確認し、安全保障貿易管理制度担当部署に相談する。

【応募時または採択時】

- 当該研究プロジェクトへの応募または採択にあたって、学内関係制度に基づく所要の手続きを行う（応募に係る事前許可の申請、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談、採択後の契約等に係る学内手続き、人事上の手続き等）。

【事業開始後】

- プロジェクト開始後も、大学で定める情報管理を厳守し、教授S（及びα大学の参画者）が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要に応じ安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談を行う。

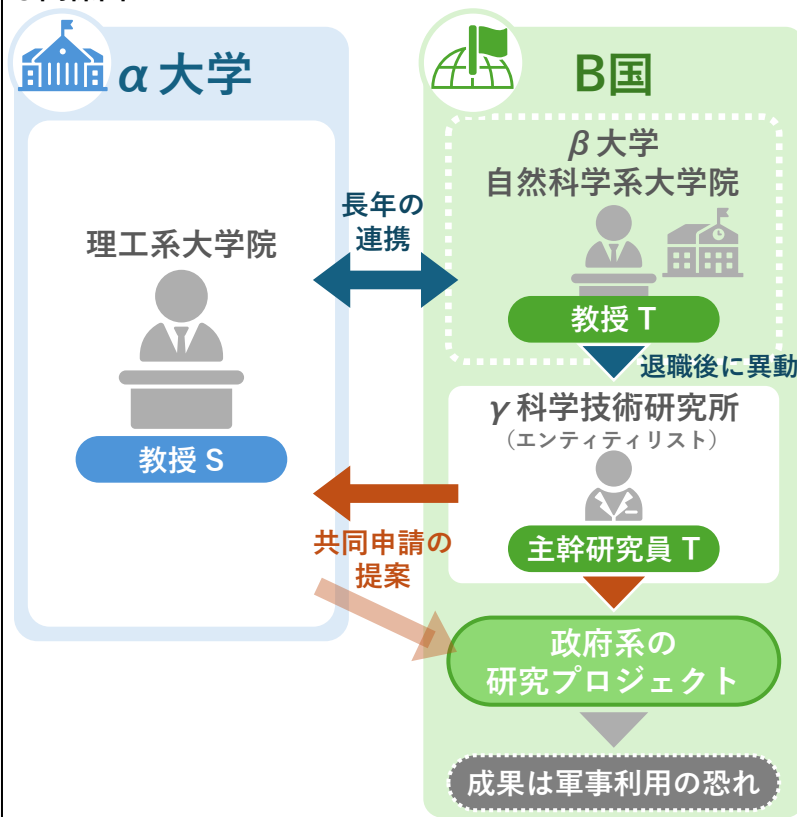
※ いずれにおいても、関係制度や手続等が不明な場合やリスクが懸念される場合は、部局事務や本部相談窓口に相談する。

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※大学組織（リスクマネジメント担当者）向け事例の①と同一事例

●関係図



②研究者の海外渡航

「教員ととの研究交流や海外渡航時の注意、報道によるレピュテーションリスク」

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※大学組織（リスクマネジメント担当者）向け事例の⑧と同一事例

●事例の詳細

α大学のロボット工学を専門とする教員Sは、過去に、B国からα大学への留学生Xの指導教員を務めていた。

留学生Xは、α大学においてロボット工学に関する博士号の学位を取得し、修了と同時に、B国のβ大学の教員に就任した。

最近になって、教員Sは、留学生Xより、研究者同士の交流を深めたいという趣旨で、B国のβ大学への渡航の誘いを受けたため、α大学での安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認を受けたうえで、B国に渡航した。

教員Sは、留学生Xより、β大学のロボット研究所を案内され、施設等を視察した。視察の様子は、β大学広報により取材され、後日、β大学のホームページに写真とともに掲載された。

β大学は米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に掲載されている機関であったため、上記ホームページが報道機関により取り上げられた。

●着目点の例

- 教員Sは学内関係制度を遵守しているか。
- 留学生Xについて、安全保障貿易管理制度上の懸念があるか。
- 教員Sの渡航により、B国及びβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 教員Sが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されているβ大学へ渡航することで、ネガティブな情報や評判等が流れ、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●研究者に求められる対応の例

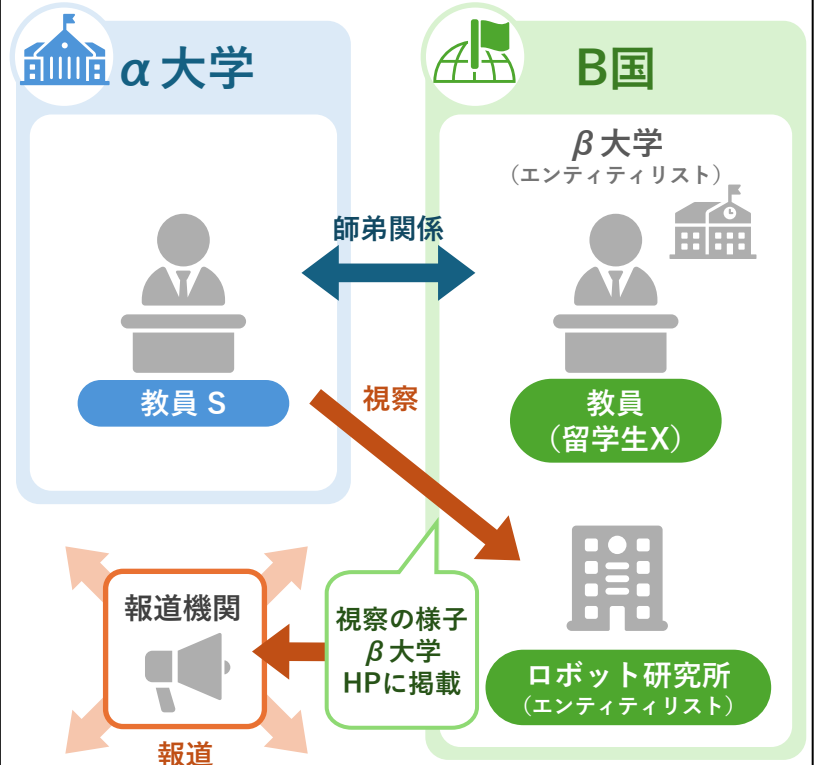
【海外渡航前】

- 海外渡航の趣旨・目的・日程・活動・対応者等に関する詳細な内容を把握する。
- β大学及び教員（留学生X）に関するプロフィール等の情報を可能な範囲で確認し、渡航の詳細内容と併せて、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または担当部署への相談を行う。
- 海外渡航にあたって、学内関係制度に基づく所要の手続きを行う。（海外渡航、出張の許可申請など）

【海外渡航中及び帰国後】

- 出張報告（視察内容の報告）を所属組織へ提出する。
 - β大学または留学生XからHP掲載の連絡を受けた場合は、事務部門または本部相談窓口へ報告・相談する。
- ※ いずれにおいても、関係制度や手続等が不明な場合やリスクが懸念される場合は、部局事務や本部相談窓口に相談する。

●関係図



③兼業の委嘱状と契約書の齟齬

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※大学組織（リスクマネジメント担当者）向け事例の⑨と同一事例

●事例の詳細

α大学の教授Pは、B国のβ大学から、人文社会科学系の大学院の授業科目を担当する非常勤講師への就任を依頼された。

教授Pは、β大学から、非常勤講師への委嘱状と関連する契約書案を受領し、α大学の人事事務担当部署に兼業許可の手続きを行った。

α大学では、教員が外国機関で兼業を行う場合は、教員自らが事前に、安全保障貿易管理制度を担当する部署において、該非判定等の確認を受けることが義務付けられていた。該非判定等の確認の結果、安全保障貿易管理制度上の懸念がないことを確認した。

人事事務担当は、兼業許可手続きにおいて、委嘱状及び契約書案等を確認したところ、委嘱状では「オンライン講義及びβ大学でのディスカッションへの現地参加は、月1回、1回2時間程度」、契約書案では「年間の勤務時間は、1ヶ月以上。半年に1回程度の技術交流会への現地参加。複数論文の発表や国際プログラムの共同申請が義務」とされており、勤務内容及び勤務時間について双方の内容に齟齬が認められた。

教授Pは、β大学に兼業依頼の内容を確認し、契約書案の修正を求めた。

●着目点の例

- 教授Pは学内関係制度を遵守しているか。
- 兼業先であるB国のβ大学の組織及び活動情報について十分に把握できているか。
- 兼業の具体的な内容・条件等が明確にされているか。
- 教授Pが兼業することで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。また、β大学等の悪意ある者からの望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 教授Pの兼業を許可することで、ネガティブな情報や評判等が流れ、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●研究者に求められる対応の例

【兼業依頼を受けたとき】

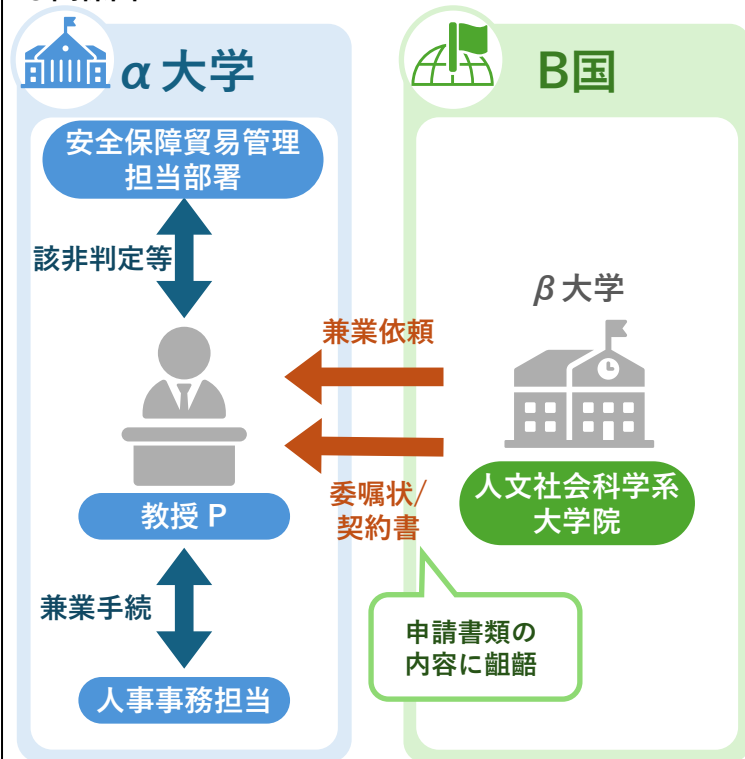
- β大学からの兼業依頼に関する詳細な内容（委嘱状及び契約書の内容を含む）を把握するとともに、それらの情報や文書の内容に齟齬がないかを確認する。
- β大学に関するプロフィール等の情報を可能な範囲で確認し、兼業依頼内容と併せ、安全保障貿易管理制度上の該非判定等の確認または担当部署への相談を行う。
- 兼業依頼について、学内関係制度に基づく所要の手続きを行う。（兼業の許可申請など）

【兼業開始後】

- 兼業手続きにおいて許可された兼業内容以外の業務は行わないものとし、学内ルールに基づき兼業内容を定期的に報告する。
- 兼業開始後も大学で定める情報管理を厳守し、学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要に応じ安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。

※ いずれにおいても、関係制度や手続等が不明な場合やリスクが懸念される場合は、部局事務や本部相談窓口にご相談する。

●関係図



④留学生の受入

「軍事転用の恐れがある研究室からの留学生の受入」

●事例の詳細

α大学の教授Aは、C国のγ大学の理工学系大学院に所属する教授Xから、教え子であるγ大学の修士課程学生Yの、α大学の理工系大学院への留学について相談を受けた。

教授Xは、α大学で博士の学位を取得後、C国に帰国し、γ大学の教授に就任していた。教授Xと修士課程学生Yは、γ大学にて、複数の外国の民間企業と共同研究を実施していた。共同研究の1つに、B国の企業βと共同研究契約を締結し、B国の軍関係者の協力を得て、軍事に転用可能な研究を実施しているものが含まれていることがわかった。

γ大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていない。

一方、企業βは、「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、「エンティティリスト」に記載されていた。

●着目点の例

- 学生Yの受け入れにあたり、教授Aは学内関係制度を遵守しているか。
- 学生Yについて安全保障貿易管理制度上の懸念があるか。
- 教授Xと学生Yが担当する、B国の企業βとの共同研究内容が明確にされているか。
- 学生Yを留学生として受け入れることで、γ大学またはB国の企業βの関係者及び軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 学生Yを留学生として受け入れることで、ネガティブな情報や評判等が流れ、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●研究者に求められる対応の例

【留学生受け入れ前】

- γ大学からの留学に関する趣旨・目的・活動等に関する詳細な内容を把握する。
- 教授X及び学生Yに関するプロフィール等の情報（教授Xと学生Yが担当するB国の企業βとの共同研究内容、B国軍との関係性を含む）を可能な範囲で確認し、安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または担当部署への相談を行う。
- 留学生受け入れについて、学内関係制度に基づく所要の手続きを行う。（留学生受け入れの許可申請など）

【留学生受け入れ後】

- 留学生を受け入れた場合、安全保障貿易管理制度上の諸手続き及び大学で定める情報管理を厳守する。

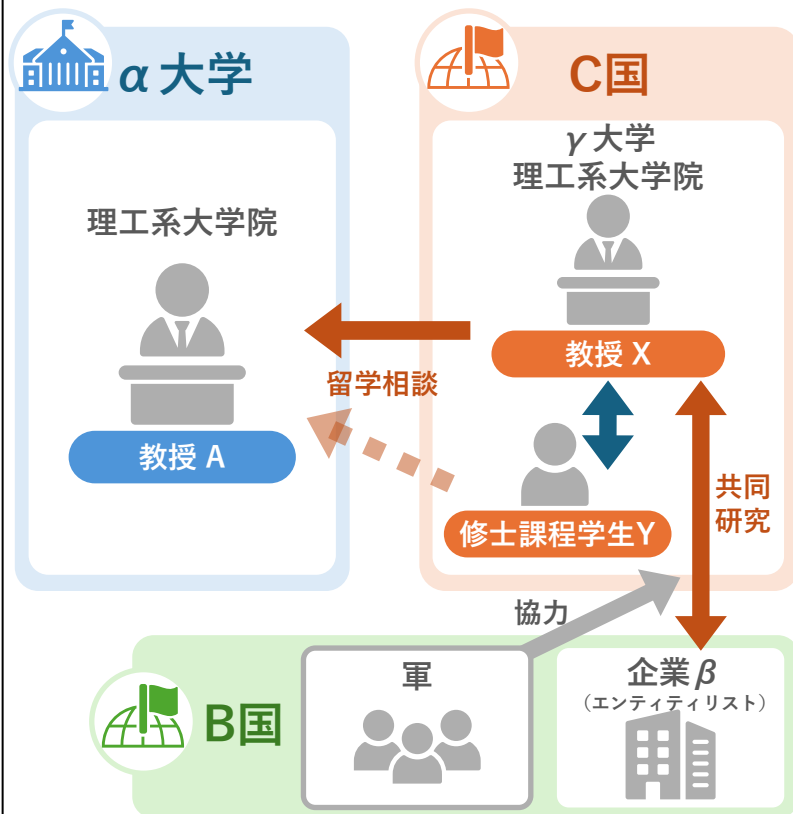
※ いずれにおいても、関係制度や手続等が不明な場合やリスクが懸念される場合は、部局事務や本部相談窓口に相談する。

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

※大学組織（リスクマネジメント担当者）向け事例の⑤と同一事例

●関係図



⑤意図せぬ共著

●事例の詳細

α大学理工系大学院に所属する教授Aは、C国のγ大学理工系大学院の教授Xと共同で、外為法上問題のない研究テーマに関する研究を実施し、研究成果について共著による論文執筆を行った。当該論文は、教授Xが責任著者となり、教授Xが中心となってとりまとめた。教授Xとの共同研究は過去にも何度か実施したことがあったことから、教授Aは主として自身の共著部分の確認を実施していたが、その他の所要の手続きは教授Xに任せていた。

しばらくして、当該論文の共著者の中に、世界的にその活動が問題視されているB国のβ研究機関研究者Zが含まれていることが発覚し、コンプライアンス違反である旨がメディアにも取り上げられ問題視された。

教授Aにおいては、B国β機関の研究者Zと面識なく、共同での研究実績もなかった。まさに、寝耳に水の事態であったが、教授Aはα大学本部を巻き込んだ対応を余儀なくされた。

●着目点の例

- 教授Aは学内関係制度を遵守しているか。
- γ大学及び教授X、β研究機関及び研究者Zについて安全保障貿易管理制度上の懸念があるか。
- 教授Aと教授Xが行う共同研究及び論文の関係著者の責務・役割等（B国β研究機関の研究者Zの参加内容を含む）は明確にされているか。
- 教授Aが教授Xと共同研究を行うことによって、γ大学またはB国β研究機関の関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 教授X及びB国β研究機関の研究者Zとの共著論文が発表されたことで、大学または研究者にコンプライアンス違反の可能性があるか。また、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●研究者に求められる対応の例

【共同研究実施前】

- 教授Aと教授Xが行う共同研究の趣旨・目的・研究内容・参加メンバー等に関する詳細な内容を把握する（教授Xが他国の研究者と行う共同研究との関係を含む）。
- γ大学及び教授X、β研究機関及び研究者Zに関するプロフィール等の情報を可能な範囲で確認し、共同研究内容と併せ、安全保障貿易管理制度上の該非判定等の確認または担当部署への相談を行う。

【共同研究開始時及び開始後】

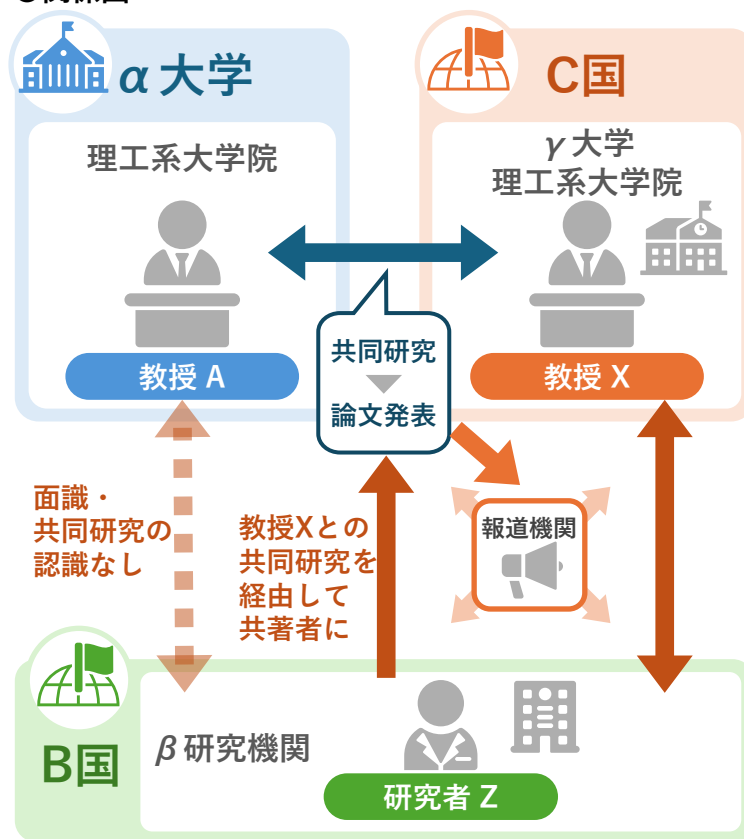
- 共同研究の実施及び共著論文発表にあたって、学内関係制度に基づく所要の手続きを行う。
- 共著論文作成及び発表のプロセスにおいて、論文関係者の全員を確認し、当該関係者に安全保障貿易管理制度またはコンプライアンス上のリスクが懸念される場合は、担当部署に相談する。
- 共同研究の実施にあたり、大学で定める情報管理を厳守するとともに、学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要に応じ安全保障貿易管理制度における該非判定等の確認または相談等を行う。

※ いずれにおいても、関係制度や手続等が不明な場合やリスクが懸念される場合は、部局事務や本部相談窓口に相談する。

事例の分類：

A B C D E F G

●関係図



卷末資料

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保に係る対応方針について

令和3年4月27日
統合イノベーション戦略推進会議決定

1. 趣旨

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）や科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、政府としては、研究者及び大学・研究機関等¹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ²）の自律的な確保を支援すべく、研究者、大学・研究機関等、研究資金配分機関等³と連携しながら、以下に掲げる事項に早期に着手する。

2. 今後取り組むべき事項

（1）研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、所属機関及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行うことの必要性の理解を促すため、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者やその所属機関の管理部門向けのチェックリストの雛形を作成して、公表・配布し、大学・研究機関等での研修での利用を促す。また、国際動向も踏まえつつ、チェックリストの雛形については諸外国とも調和のとれたものとなるよう、適時更新する。【内閣府、文部科学省等】

¹ 本対応方針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される。

² 本対応方針において、研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。

³ 本対応方針において、研究資金配分機関等には、競争的研究費事業を直接執行している府省も含む。

- ② 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】

(2) 所属機関における対応に関する取組

大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援⁴及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反⁵をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や、研修におけるチェックリストの説明等を含む具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】
- ② 本対応方針に基づき、所管する大学・研究機関等に、関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し必要の支援を行う。【大学・研究機関等の所管府省】

(3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金配分機関等は、従来から、研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、他の国内の競争的資金の受入状況等の情報の提出を求めているが、これらに加え、国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求めることが必要である。このため、政府は以下の取組を行う。

- ① 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 29 年 6 月 22 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ改正）を、令和 3 年のできるだけ早期に改定し、競争的資金だけでなく競争的研究費事業を対象とするとともに、以下に掲げる研究資金配分機関等における対応について、具体的な対象範囲や必要なプロセスを含めて明確にし、各事業の公募要領や申請書類への反映を進める。なお、その際、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、当該情報

⁴ 本対応方針において、研究資金以外の支援は、無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

⁵ 本対応方針において、利益相反・責務相反は、研究者又は大学・研究機関等が研究活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式、研究成果等を含む。）と、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において求められる責任や各機関において所属する研究者に求められている責任が衝突・相反している状況を意味する。

を扱う者に対する守秘義務の在り方を含め、整理・明確化を行う。【内閣府、競争的研究費に関する関係府省】

- ア 全ての競争的研究費事業において、研究資金配分機関等は、不合理な重複・過度の集中の排除の観点から、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、(a) 国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、(b) 全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報の提出を求めること。
- イ 研究資金配分機関等は、アで取得する情報について、②に記載されるところにより改修された「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」等を活用し、競争的研究費の関係府省及び配分機関間で適切に共有することを可能とし、各研究者や所属機関の負担を低減すること。
- ウ 研究資金配分機関等は、申請者に対して、アの研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること。
- エ 研究資金配分機関等は、ウのうち当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究資金と同様に、申請者に対して、研究資金配分機関等への提出を求めていくこと。ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、ウの申請者の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあることを公募要領において明記すること。
- オ 研究資金配分機関等は、申請者の所属機関における本対応方針を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性、並びに所属機関における規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがあることを公募要領において明記すること。
- カ 研究資金配分機関等は、前述の「競争的資金の適正な執行に関する指針」で定める「不合理な重複」や「過度の集中」と認められる場合、応募書類に事実と異なる記載が確認された場合には、従前同様に、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分があること、並びに偽りその他不正な手段による受給が確認された場合は、研究費の返還を求めること、当該競争的研究資金への

応募資格を制限すること及び、他府省を含む他の競争的研究資金への応募を制限することがあることを公募要領において明記すること。

- ② 各研究者や所属機関の負担を低減し、より効率的な競争的研究資金応募プロセスを実現するため、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」の活用の在り方について検討し、令和4年度の公募から利用可能となるようシステムを改修する。【内閣府】

（４） フォローアップ

大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況（公募要領等の改定を含む）について、令和4年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求める。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

（５） 留意すべき事項

- ① 政府は、大学、研究機関、民間企業等とも対話を継続的に行うとともに、大学、研究機関、民間企業等や研究費制度の特性・規模や実態等も踏まえながら、効率的かつ実効性の高いものとする。その際、関係者の負担に配慮するとともに、我が国としての研究環境の向上に向けて取り組むこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ② 2.（１）～（３）の取組について、研究者、所属機関、研究資金配分機関等への情報提供や相談への対応を行うこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ③ 安全保障貿易管理の取組とも適切に連携を図ること。特に経済産業省は、同省が作成・公表している安全保障貿易管理に関する企業・組織のリスト（外国ユーザーリスト）には含まれてはいないものの、海外では制限が講じられている機関との共同研究など、懸念される事案についての情報提供や相談への対応を行うこと。【経済産業省】
- ④ 諸外国の動向やフォローアップの状況も踏まえながら、適時必要な検討を実施すること。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

研究者向け

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

1. 全般的な事項

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、リスクが懸念される場合には所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

※ 例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク

- 研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援）について、所属機関の規程等に基づき、担当部署に適切な報告等を行っていますか？

2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるなど、適切な手続きを経ていますか？

✓ 書面を提示していますか？

✓ 連携・契約における自らの機関及び相手方の参加メンバーの情報を提示していますか？

- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬（※）・物品の提供を受ける際、所属機関に報告等を行っていますか？また、上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

※ 報酬：奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

- 外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に変化がないかを確認し、実質的な変更があった場合に所属機関の担当部署に報告等していますか？また、上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

- 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であっても、リスクがあり得ることを認識していますか？また、リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？
- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、必要に応じて所属機関の担当部署に報告等していますか？また、リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？
- 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っていますか？また、当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？

3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

- 外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認していますか？

大学・研究機関等向け

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

1. 全般的な事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、必要に応じて機関として適切な対応をとることを求める仕組みがありますか？

- ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、相談する窓口はありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※ 例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク

- 所属する研究者・職員から、研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援）について、機関の規程等に基づき、報告等を受けマネジメントを行っていますか？

- ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？
- ✓ 研究者・職員が何らかの関係を持つ外部機関のリスクレベルが変化した場合に、改めてリスク評価をしない仕組みがありますか？

2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約において覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面を交わす際、機関の規程等

に基づき、機関として確認や判断を行うなど適切な手続きを実施していますか？

- ✓ 確認の際、書面の提示を求めていますか？
 - ✓ 確認の際、連携・契約における自らの機関および相手方の参加メンバーの提示を求めていますか？
 - ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
 - ✓ 所属する研究者・職員から、書面を交わす前に相談を受ける窓口は機関内にありますか？
- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬（※）・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※ 報酬：奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に実質的な変化があった場合に、その内容について当該研究者・職員から適切に報告等を受ける仕組みはありますか？
- ✓ 外国の機関・大学等との連携・契約に関して、所属する研究者・職員が上述のリスクを懸念するようになった場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
- 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であってもリスクがあることについて、所属する研究者・職員が認識を深める仕組みはありますか？
- ✓ 上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

- 所属する研究者・職員が特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、そ

の内容・目的を機関として適切に把握する仕組みはありますか？

- ✓ 出張先の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？

- 外国の機関・大学等と共同で行う研究において、どのような成果物が得られるかを、所属する研究者・職員が適切に理解するよう認識を深める仕組みはありますか？

- ✓ 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、所属する研究者・職員は、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意することができていますか？
- ✓ 当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を適切に確認していますか？

- ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？